

新型コロナウイルス感染症の影響等により納税が困難な方に対する

## 県税における猶予制度

令和2年4月30日に創設された新型コロナ感染症等に係る徴収猶予の「特例制度」は令和3年2月1日をもって終了しましたが、新型コロナウイルス感染症に関連する以下のようなケースに該当する場合は、徴収の猶予を受けることができます。

### ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 徴収の猶予(地方税法第15条) ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

(ケース1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

(例) 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した。

(ケース2) ご本人又はご家族が病気にかかった場合

(例) 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった。

(ケース3) 事業を廃止し、又は休止した場合

(例) 納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした。

(ケース4) 事業に著しい損失を受けた場合

(例) 納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた。

(ケース5) ケース1～4に該当する事実に類する事実があった場合

(例) 納税者の方が営む事業について、時短営業や取引先からの発注の減少等により、売上げが著しく減少した。

## ◆◆◆ 申請による換価の猶予(地方税法第15条の6) ◆◆◆

上記の徴収の猶予のほかに、納期限から6か月以内に、猶予を受けようとする県税に相当する担保を提供して、申請による換価の猶予制度があります。

## ◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 共 通 事 項 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆

### ○ eLTAXによる申請について

eLTAXからも徴収の猶予や換価の猶予の申請は可能です。

詳しくは地方税共同機構のホームページ

(<http://www.eltax.lta.go.jp/news/03047>) をご覧ください。

### ○ 延滞金について

猶予期間中の延滞金については、地方税法第15条の9の規定に基づき、一部または全額免除となります。

### ○ 担保の提供について

猶予を受ける県税額や期間により担保の提供を要しない場合があります。

※ 詳しくは、住所地を管轄する広域本部収税担当課にご相談ください。

### 【 ご相談・お問い合わせ先 】

お住まいの地域	電話番号	相談先	所在地
熊本市南区、宇土市、宇城市、美里町、上益城郡	(096) 333-3212	県央広域本部税務部 収税第一課、第二課	〒862-8571 熊本市中央区水前寺6丁目18-1 熊本県庁 行政棟新館 1階 ※収税第一課、第二課代表電話 (096)333-3210
熊本市東区	(096) 333-3213		
熊本市中央区	(096) 333-3214		
熊本市西区、北区	(096) 333-3215		
菊池市、合志市(須屋のみ)	(0968) 25-4272	県北広域本部 総務部 収税課	〒861-1331 菊池市隈府1272-10
荒尾市、玉名市、玉名郡、山鹿市	(0968) 25-4115		
合志市、菊池郡、阿蘇市、阿蘇郡	(0968) 25-4116		
八代市(坂本町、東陽町、泉町以外)、水俣市、八代郡、葦北郡	(0965) 33-2184	県南広域本部 総務部 収税課	〒866-8555 八代市西片町1660
八代市(坂本町、東陽町、泉町)、人吉市、球磨郡	(0965) 33-3236		
天草市、上天草市、天草郡	(0969) 22-4370	天草広域本部 総務部 税務課	〒863-0013 天草市今釜新町3530